

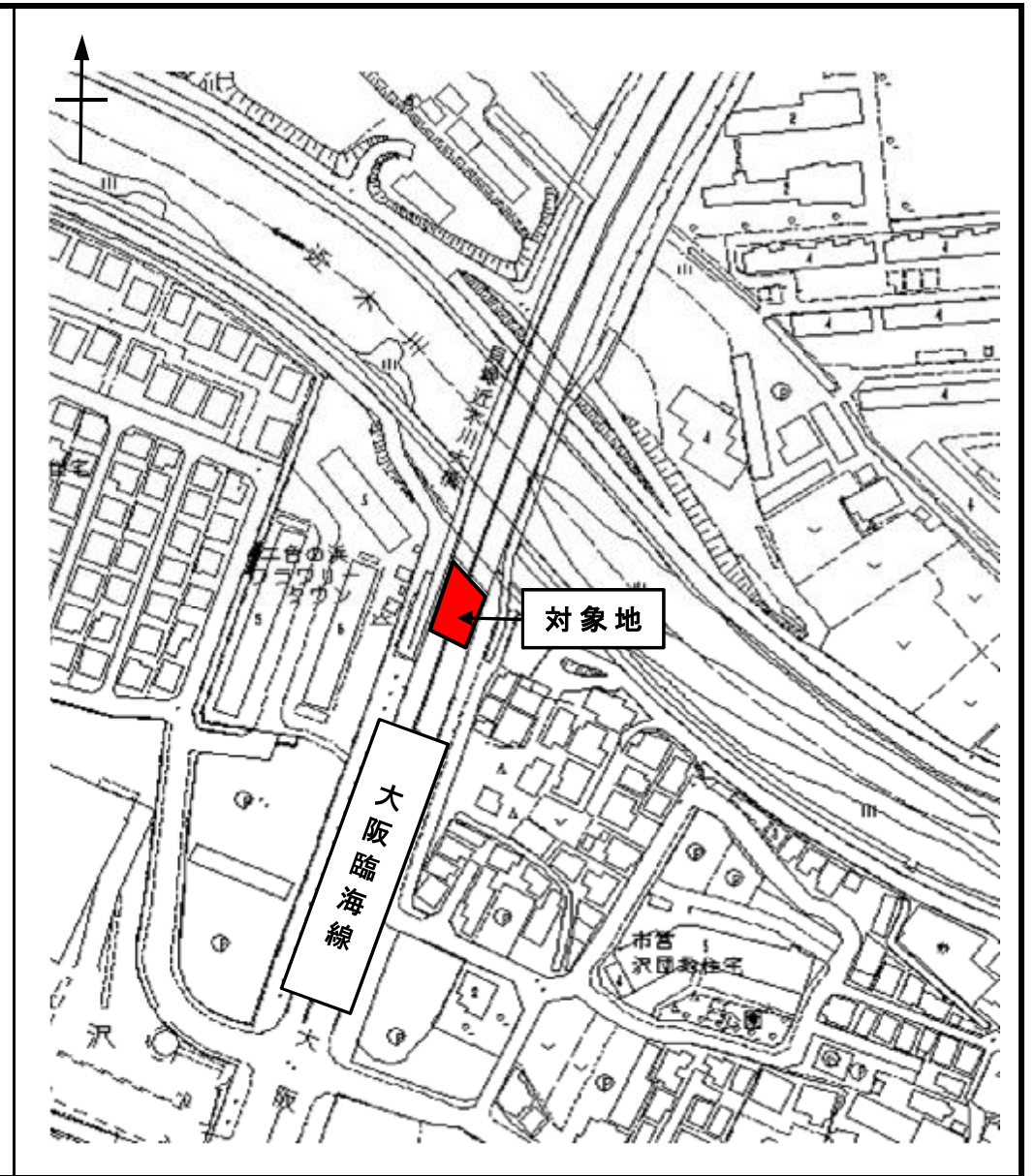
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	貝塚市澤1033番3の一部外 (主要地方道大阪臨海線 貝塚近木川高架橋下)	交通 機関	南海本線二色浜駅 北西約 1.3Km	最低 占用料 (年額)	306,390 円/年	占用期間	5年
2								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積				614 m ²			
接面道路 の状況	北側：河川管理用通路・幅員約5.0m・舗装有・高低差無 東側：府道側道・幅員約5.4m・舗装有・高低差有 西側：府道側道・歩道幅員約4.13m・舗装有・高低差無 南側：歩道・幅員約4.3m・舗装有・高低差無				1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。 2 占用期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。 3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府岸和田土木事務所及び大阪府貝塚警察署と協議し、許可を得てください。 なお、対象地西側には車道がないため、西側からは車両の出入りはできません。 また、対象地北側の河川管理用通路は、北側門扉の西側の先から車両通行止めとなっています。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所 管理課 電話 072-439-3601(代) 大阪府貝塚警察署 交通課 電話 072-431-1234(代) 4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、貝塚市と協議してください。 (お問い合わせ先) 貝塚市上下水道部 下水道推進課 電話 072-423-2151(代) 5 電気の引込みについては、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。なお、本府道(歩道を含む。)上には、電柱等を設置することができません。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所 管理課 電話 072-439-3601(代) 関西電力株式会社 岸和田営業所 電話 0800-777-8810(代) 6 対象地は近木川の河川保全区域に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大阪府岸和田土木事務所と協議の上、許可を受けるようにしてください。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所 管理課 電話 072-439-3601(代)			
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	第一種住居地域					
		地域地区	—					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
	その他の 法令等	・道路法(主要地方道 大阪臨海線区域内) ・河川法(二級河川近木川河川保全区域内) ・消防法						
その他条件		・火気厳禁						
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	貝塚市上下水道部水道サービス課 072-423-2151(代)				
		有	有・南					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)岸和田営業所 0800-777-8810(代)				
		有	有・南東					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
	無	無						
公共 下水道	本管	引込管	貝塚市上下水道部下水道推進課 072-423-2151(代)					
	有	無						

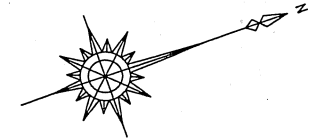
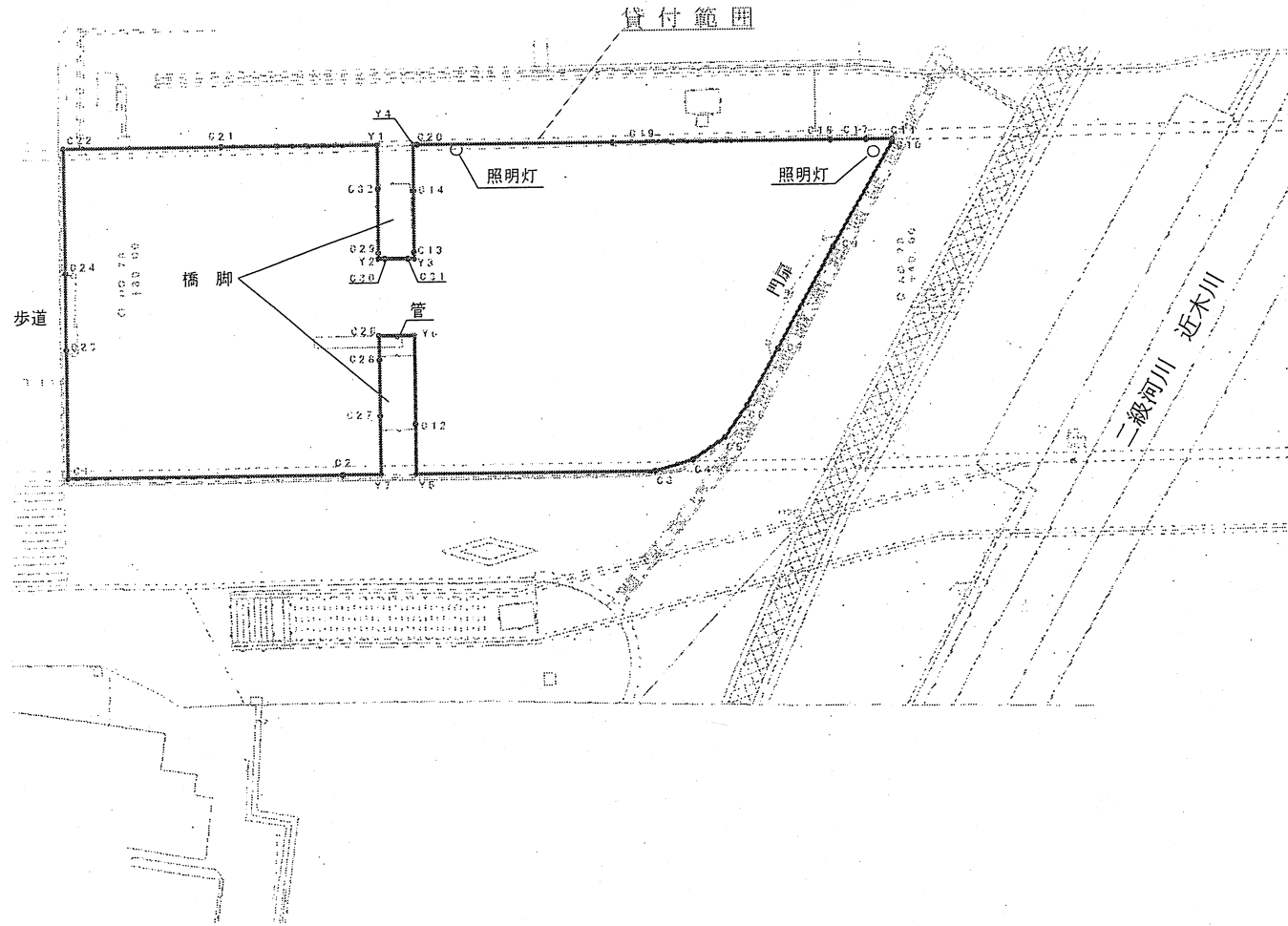
特記事項

- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、マンホールや排水管が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、橋梁点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府岸和田土木事務所 維持保全課 電話 072-439-3601(代)
- 9 対象地には過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で平成31年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は平成31年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 13 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号：第2号)



求積表

No.	X	Y	Yn+1 - Yn-1	Xn(Yn+1 - Yn-1)
C1	20.973	35.136	15.516	325.4171
C2	26.216	48.177	14.853	389.3862
Y7	26.943	49.989	0.680	18.3212
C27	29.765	48.857	-2.193	-65.2746
C28	32.410	47.796	-1.535	-49.7493
C26	33.578	47.322	1.199	40.2600
Y6	34.249	48.995	3.371	115.4534
C12	30.016	50.693	2.661	79.8726
Y5	27.613	51.656	12.335	340.6064
C3	32.198	63.028	12.985	418.0910
C4	33.444	64.641	2.727	91.2018
C5	35.121	65.755	1.582	55.5614
C6	37.072	66.223	0.915	33.9209
C7	40.363	66.670	1.246	50.2923
C9	46.194	67.469	1.678	77.5135
C10	52.370	68.348	0.823	43.1005
C11	52.506	68.292	-1.300	-68.2578
C17	52.011	67.048	-2.966	-154.2646
C18	51.325	65.326	-12.172	-624.7279
C19	47.133	54.876	-19.745	-930.6411
C20	43.421	45.581	-9.485	-411.8482
Y4	43.345	45.391	0.689	29.8647
C14	41.142	46.270	2.071	85.2051
C13	38.155	47.462	1.305	49.7923
Y3	37.871	47.575	-0.171	-6.4759
C31	37.757	47.291	-1.387	-52.3690
C30	37.313	46.188	-1.398	-52.1636
Y2	37.195	45.893	-0.402	-14.9524
C29	37.463	45.786	-1.345	-50.3877
C32	40.567	44.548	-2.078	-84.2982
Y1	42.672	43.708	-8.249	-352.0013
C21	39.709	36.299	-14.887	-591.1479
C22	36.687	28.821	-5.094	-186.8836
C24	30.732	31.205	3.840	118.0109
C23	27.144	32.661	3.931	106.7031
倍面積				-1226.8689 m ²
面積				613.43 m ²

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成25年6月10日
縮尺	S = 1 : 250
事業者名	大阪府